

第30回和光市個人情報保護審議会会議録

開催日	平成27年7月1日（水） 13：30～16：00
開催場所	和光市役所6階 602会議室
出席者	石井彰委員、渡部治委員、竹村幸子委員、津山由佳委員、木暮晃治委員（以上5名出席） （事務局）橋本総務部長、鈴木情報推進課長、末永課長補佐、濱口主事
欠席者	渡井悦子委員、本橋淳男委員
議題	1 会長及び副会長の選出 2 平成26年度個人情報取扱事務について 3 和光市個人情報保護条例及び同施行規則の改正について 4 その他
資料	次第 1－1 平成26年度個人情報保護制度実施状況 1－2 個人情報取扱事務登録目録（平成26年度） 1－3 個人情報目的外利用・外部提供登録目録（平成26年度） 1－4 平成26年度情報公開制度実施状況 2－1 マイナンバー 社会保障・税番号制度概要 2－2 和光市個人情報保護条例の一部を改正する条例（案）の概要について

1 開会

13時30分開会。

2 委嘱書の交付

市長から、各委員へ委嘱書を交付

3 市長あいさつ

（この後、市長は公務のため退席。）

4 委員の紹介

*委員の自己紹介（委員名簿順に行う）

（石井委員→渡部委員→竹村委員→津山委員→木暮委員）

＊事務局の自己紹介

（橋本部長→鈴木課長→末永課長補佐→濱口主事）

5 議題

(1) 会長及び副会長の選出

＊選出経過

（末永課長補佐）引き続きまして次第5、議題（1）会長及び副会長の選出に入らせていただきます。こちらにつきましては個人情報保護条例第37条第2項の規定によりまして、会長及び副会長は委員の互選により決定することになっております。いかがでしょうか、立候補若しくは推薦等ございましたらお願いしたいと存じます。

（竹村委員）長年和光市では、石井委員のご尽力で個人情報保護審議会の進行が進んでいますので、ぜひ会長は石井委員にお願いしたいと思います。

（末永課長補佐）ただいま竹村委員より会長は石井様にお願いしたいとご推薦いただきましたが、ご異議ございませんでしょうか。

（全委員）異議なし。

（末永課長補佐）特にご意見なければ会長は石井委員にお願いしたいと存じますがお受けいただけますでしょうか。

（石井委員）会の皆さんのご意見ということであれば異存はございません。

（末永課長補佐）それでは会長は石井委員にお願いしたいと思います。続きまして副会長の選出について進めたいと思います。いかがでしょうか。

（石井委員）渡部委員を推薦したいと思います。

（末永課長補佐）ただいま石井委員より副会長は渡部様にお願いしたいとご推薦いただきましたが、ご異議ございませんでしょうか。

（全委員）異議なし。

（渡部委員）石井委員からのご指名、また、会の皆さんのご意見ということであれば異存はございません。

（末永課長補佐）それでは会長は石井委員、副会長は渡部委員にお受け

いただくことに決定いたしました。

(末永課長補佐) 次の議事につきましては、条例第38条第1項の規定によりまして、議長を石井会長にお願いします。

(2) 平成26年度個人情報取扱事務について

***事務局からの説明（濱口主事）**

平成26年度個人情報取扱事務について、
資料1－1「平成26年度個人情報保護制度実施状況」
資料1－2「個人情報取扱事務登録目録（平成26年度）」
資料1－3「個人情報目的外利用・外部提供登録目録（平成26年度）」
資料1－4「平成26年度情報公開制度実施状況」
に基づき説明。

※個人情報保護・情報公開制度実施状況の請求件数及び内容については、広報わこう6月号、和光市ホームページに掲載しています。

***質疑応答等**

(石井会長) ありがとうございました。事務局より説明がありましたが、細かなことでは、過去に各目録の個人情報の記録項目のうち、「思想」に対するご意見をいただきました。

いずれにしても平成26年度の和光市の個人情報の事務取り扱いは審議会として目を光らして行かなければいけないと思いますので、皆様からのご意見、ご質問があればお受けしたいと思います。

(渡部副会長) 「思想」というのは前にも話に出たことがあります、いわゆる社会主義だとか資本主義だとかそういうのではなく、抱負というような意味合いと聞いたことがあります、そういうことでよろしいでしょうか。

(鈴木課長) そのような意味合いです。

(石井会長) 他に何かありますでしょうか。

(木暮委員) 平成26年度情報公開制度実施状況のNo.11について、不服申立てとありますが、処理状況を聞かせてください。

(鈴木課長) そちらにつきましては、平成26年5月28日に行われました「駅北口土地区画整理事業の審議会の会議録」の開示請求があり、一部開示の決定を下したことによる異議申

立てがありました。情報公開・個人情報保護審査会を計3回開催しまして、一部開示の決定は妥当との審査結果をいただきましたので、異議申立てにつきましては「棄却」ということで結論に達しています。

(石井会長) 他に何かご意見、ご質問ありますでしょうか。

(竹村委員) 子供の母子手帳を失くしてしまい、予防接種等の記録を開示請求することが目立ちますが、母子手帳内の記録は、保健センターで把握しているものだと思います。子供の予防接種の記録については、すぐ答えてくれるようなシステムにしている市も県内にあると聞いていますので、和光市も問い合わせが来た時にその都度答えれば良いのではないかと思います。子育ての支援という意味からもデータ化されていて、ある程度把握しているのであれば、開示請求をしなくても良いと思いますが、そういう手続の進め方を検討されているのでしょうか。

(鈴木課長) 個人情報保護条例の条文の中で、請求は必ず書面により行うとは定めていないので、緊急かつやむを得ない状況においては口頭で受けることも可能な状況になってます。

現在、保健センター等、文書を保有する所管の判断の下で開示請求手続により受けている状況です。今後の検討課題ではありますし、マイナンバー制度の導入に伴って、予防接種の履歴の照会等も対象事務になりつつありますので、そうなれば番号を使って自分で履歴を確認できるシステムになるのではないかという状況もあります。

(石井会長) 情報の保護とともに情報の公開というのも大事だと思います。ご説明いただいた資料1－4の不服申立ての件数及び処理状況で先ほどの「駅北口土地区画整理事業の審議会の会議録」の開示請求に対する異議申立ての件ですが、察するにその部分は非公開だったのだと思いますがどうして不服申立てまでいってしまったのでしょうか。差し支えない程度でお聞かせください。

(鈴木課長) 開示対象文書の会議録について、駅北口土地区画整理事業の審議会では非公開で行われた会議録となっています。会議を非公開とした理由、不服申立てに至った経緯については、詳しい資料がありませんので、お答えできかねます。

(石井会長) 他に何かご意見ご発言ありますでしょうか。

よろしければ総務部長が来られているので、お伺いするのですが、和光市の個人情報保護行政、特段、大きな問題もなく順調に進んでいると認識していますが、平成26年度の状況について、全体的にどのように評価されているかお聞かせください。

(総務部長) 大きな問題もなく無事に過ぎたと思います。先ほどお話があったとおり、開示請求については、開示請求者に対して十分に説明を行い、納得されていると思います。また、何回か同じ方が請求している経緯がありますので、そう言ったところは、検討する余地があるように思います。

(石井会長) ありがとうございます。

広報わこう6月号で情報公開制度と個人情報保護制度について掲載していますが、確かに市民が必要とする個人情報保護についてはこのぐらいの量でいいのだろうかと思います。掲載記事について、市民等からご意見やご要望はありますか。

(総務部長) 問い合わせ等は特にありません。先ほど、保護と利活用についてお話がありましたが、今はどちらかというと保護に重きを置いている形です。今後は利活用にも目を向けて検討していければと思っています。

(石井会長) ありがとうございます。平成27年度以降もこの個人情報保護行政というのは非常に市民生活にとって安心と安全という意味で大事な、そして非常に分かりにくい点がいっぱいあると思います。従いまして、平成27年度も情報推進課を中心に各部局と連携をとって進めていただきたい。もし、万一トラブル或いは問題等があれば、審議会には意見を求めているいただきたいことを申し添えて、平成26年度個人情報取扱事務について、審議会として了承してよろしいですね。

では、議題(2)平成26年度個人情報取扱事務については審議会として了承したということで先へ進めさせていただきたいと思います。

(3) 和光市個人情報保護条例及び同施行規則の改正について

(石井会長) それでは、議題の(3)和光市個人情報保護条例及び同施行規則の改正について、審議します。事務局から説明をお願いします。

*** 事務局からの説明 (鈴木課長)**

和光市個人情報保護条例及び同施行規則の改正では、審議内容について、個人情報保護条例第35条の個人情報保護制度全般にわたって意見を述べるいうところを主旨に皆様からご意見をいただき、審議会として書面による意見書として、ご意見を賜りたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

資料2-1「マイナンバー 社会保障・税番号制度概要」

資料2-2「和光市個人情報保護条例の一部を改正する条例(案)の概要について」

に基づき説明。

*** 質疑応答等**

(石井会長) 事務局から資料についての説明がありました。市側からは条例及び規則の改正をするのでそれについてどうか、という問いを受けていると思います。

審議会としては、その問いに対して意見を述べたいと思います。条例及び規則の改正にあたって、各委員の意見を集約し、審議会としての意見を詰めたいと思います。

今までの説明に対して意見或いはご質問があれば出していただきたいと思います。

(渡部副会長) 行政の方が鋭意、検討して、細かい手続のところなどよくできていると思いますが、意見と言われてもなかなか難しい。

(石井会長) おそらく、市の政策課というところがあると思うんですけど、そこを中心にいろいろ検討されて、それも単独ではなしに各課の意見を調査した上でまとめられたんだろうと思います。

例えば今の説明にもありましたように、和光市はそこは改正しないよと言ったところは大変な検討を加えたんじゃないかと思います。また、請求に係る手数料の問題、そういった料金の問題まで絡んでましたので、そういっ

た中で渡部副会長がおっしゃる意見が出しづらいという気持ちもあると思いますが、他に何かご意見があればお願いします。

(渡部副会長) 非常に抽象的な質問をさせていただければ、素人としては改正案を作るときに、どういう点に一番根幹的な注意をされて検討されたか、市民的な感覚としてはそこを確認したい。

(鈴木課長) この条例は、平成13年から施行しておりまして、条例に基づき、これまでうまく運用している部分がありますので、事務局としては、現状の条文のままで改正する必要のない部分は、現状の条文のままで適用していきたいと考えています。番号法は特別法であり、条例に対し、上位法であるため、マイナンバーに対しては、番号法が適用されるため、マイナンバーをその内容に含む特定個人情報とこれまでの個人情報との整合性を図るための最低限の改正を行っています。

(渡部副会長) 問題のないものは限りなくいじらないということでしょうか。

(鈴木課長) はい、そうです。

(竹村委員) 市民に分かってもらわなければいけないことを市民に広く理解していただくため、難しい文章を分かりやすく、よく理解してもらえそうな文章で周知してもらいたい。

平成13年から和光市の現在の個人情報条例があると思います。今回、整合性を図るために改正を行い、それは必要最小限度で尊重しつつ、こういったところは直しましたよということを説明するべきだが、市民は個人情報保護条例自体も見ただけで知らない人がほとんどなので、分からない。

マイナンバー制度では、マスコミとかそういうもので得ている情報しか私たちは分からない。番号で調べれば自分のプライバシーが侵されてしまうんじゃないかという恐怖感を強く持っています。もし漏れたらどうなるのか、そういうことの方が関心が高い。

市民にとっては、番号も一つの財産で安易に漏れるのが一番不安なところですので、和光市は特別にこういうとこ

ろはしっかりやっていきますよというくらいに言ってもらわないとマイナンバー制度への理解は深まらないと思います。

(石井会長) 説明を聞きながら、この法律について、とやかく言える立場ではないですが、この法律が有効性、効果があると同時にいかに危険性があるかということに論議があったということは言えます。更に謳われている公平公正を期するための社会基盤であるということと同時に、個人情報の漏えいがあるとはならないという意見も出ています。その上で市側の条例、規則の改正案について結論が出たということでしょうか。

(竹村委員) 年金機構の情報漏えいといった問題がありましたが、和光市なら大丈夫だという言葉を用意として入れていただきたい。

(石井会長) 皆さんの意見を伺いながら考えてみましたが、この法律について一般的に有効性と危険性の両面が指摘されています。審議会として地方行政運営面でも行政運営の効率化を強調する一方、個人情報漏えいなどの懸案を払拭するための適正な管理運用が強く求められるということを経験して抽象的ですが、市側に意見書としてお返事したいと思いますがいかがでしょうか。

(竹村委員) 安心安全な暮らしというのが市民の希望ですので、そこをきちんと守ってくれるということを一言入れていただければと思います。

(石井会長) 審議会としての意見はそこにあるので、このような結論に至ったと思います。

例えば、過去にはグリーンカードを銀行が作ろうとしたんですけど制度化されませんでした。最近の例では、住民基本台帳カード制度のように、巨額の費用を投じましたが、普及していない状況があります。そこを批判することは、審議会の趣旨ではないので、あくまでも今、竹村委員がおっしゃったようなところに絞って意見をまとめるのが審議会の方向性だと思います。

(末永課長補佐) 今回の改正に携わった職員としての意見ですが、今回の改正で一番市民の方に影響があるのは先ほど

お話されていた任意代理人の部分だと思います。番号法では、任意代理人を認めているため、それが先ほど皆さんがおっしゃっているように個人情報保護する立場と、活用するという葛藤がありますが、実際問題としてマイナンバーをご利用いただく場合に、やはり任意代理人にお願いしないと利用できない方もいると思います。

しかし、市では、これまで任意代理人は認めておらず、個人情報保護を厳格に行ってきた中で、もっとも皆さんに影響が出る部分だと思います。

任意代理人の取扱いについては、今後も厳しく運用について協議したいと考えますが、先ほど、課長からも話がありましたとおり、条例改正に当たり、基本的には番号法に基づき、マイナンバーの定義、文言の修正、基準を揃えたり、目的外利用の範囲をあらためて定めたりといったことを行っています。その中で、これまで、厳格に行ってきた開示等の請求の部分については、十分に留意・検討した中での結論になっていることを皆さんにご理解いただき、ご意見いただければと思っています。

(渡部副会長) その任意代理人というところはなんとなく気にはなっていたんです。上位法はあるけれども、従来の持っている市の規定の良いところ、きちんとしたところは根幹として守っていただいて柔軟に適用していくことが望ましいです。

(木暮委員) 上位法として、番号法がありますが、実際、市民の情報を預かるのは、市であり、取り扱う根拠は条例になるので、非常に興味を持っています。

(竹村委員) 開示等の請求を厳格に取り扱うことは理解しますが、一方で、緊急かつやむを得ない状況などもあるかと思っています。そういった状況での請求にも配慮していただきたいと思っています。

(石井会長) 具体的な意見として、いろいろあると思いますが、審議会としては個人情報保護行政が本来あるべき、安心安全で効率的な行政運営に努めるよう意見書としてまとめ

ていきたいと思います。

(木暮委員) やはり広報紙等を通じて、市民に分かりやすく解説してほしい。あまり難しいことを言ったら心配になってしまうので、分かりやすく説明することが大事だと考えます。

(石井会長) 先ほどもありましたが、個人情報保護における和光市のこれまで果たしてきた市民生活への役割を十分継続してもらいたい、維持してもらいたい、そういう姿勢での運用に努めることなど、そういう意見を一般論として言えるのかと思います。

(渡部副会長) そうですね。

(竹村委員) そうですね。

(木暮委員) 一般論しかいえない。条例の中身についての意見は言えない。一般論として、石井会長が述べられたことを市民に話していただきたい。市民が萎縮することがないように。

(石井会長) 長時間での審議となっていますが、ここで、市側の問いかけに対しては、妥当であると審議会として意見をまとめ、和光市のあるべき個人情報保護行政はあくまで公正公平であり、かつ効率的な運営を一層期待する、そのような感じでしょうか。そう言った内容を書面による意見書として市に提出すると言うことで、特に異論がなければ了解していただければと思います。いかがでしょうか。

(全委員) 了解しました。

(石井会長) 文案につきましては、皆さんが断片的に言いましたことを入れて、まとめて行きたいと思います。いかがでしょうか。

(竹村委員) 会長に一任していいですか。

(渡部副会長) 一任でお願いします。もし時間があるなら、もう一度見直して感じるころがあれば、という気もするんですが、時間的な余裕はいかがでしょうか。

(石井会長) 具体的にこの法律について、通知カード配布が10月、来年1月から利用の開始になっていますが、もしこの審議会を再度開くとしたならどういうことになりますか。

(鈴木課長) 今後のスケジュールで考えますと、再度今月中に召集、開催が必要となります。

(末永課長補佐) 現実的には、渡部副会長のおっしゃったようにメールで皆さんの意見を募るような状況です。

(渡部副会長) 状況は理解しましたので、もし、他に意見があった場合は、近日中に事務局にお送りして、石井会長の方で集約してもらうと言うことでお願いしたいと思います。

(石井会長) 今、頂いた意見に基づく文案に留まることだろうと思いますので、会長の立場で申し上げますと、早くまとめたいという気持ちがあります。

(渡部副会長) もし、意見があればということですので、了解しました。

(竹村委員) 石井会長に一任し、意見書の結果をいただければと思います。

(石井会長) それでは、意見書については、私に一任していただいて、委員の皆さんの意見を集約した形になろうかと思いますが、それら意見を入れて、市への意見書として提出することにさせていただきます。

(津山委員) この審議会で審議されたことは、市民の方に説明会、意見交換会を開くなど、周知の機会があるのでしょうか。
改正に当たっては、とても苦勞されて、案を作られているように感じられるんですが、市が個人情報を守ろうとされている中で、もっと市民にアピールされた方が、こうして、このようにして改正したことを、分かりやすく伝えていただければと感じます。市の行政機関として、市独自で努力されていることを市民が感じられると良いのではと思います。

(鈴木課長) 審議会で審議されたことは、会議録として、市ホームページに掲載します。説明会や意見交換会などの開催の予定はありません。

(竹村委員) 市民への説明ということで、条例改正に係る説明はどうですか。

(鈴木課長) マイナンバー制度につきましては、市内の団体等から説明の依頼を受けていますので、説明会を行う予定です。

が、個人情報保護条例の改正に関する説明会の予定はありません。

6 連絡事項等

(石井会長) 事務局から今後の予定は何かありますか。

(末永課長補佐) 今後につきましては、審議会に対する諮問等があれば、ご審議いただきますが、現時点での予定はございません。

(石井会長) それでは本日の審議会は閉会させていただきます。長時間にわたりありがとうございました。

16時00分閉会
以上